

生駒市地域公共交通総合連携計画における評価項目の整理(案)

大項目	小項目		評価
市民の生活の質の向上	1	外出頻度・活動範囲の拡大 ⇒高齢者などが気軽に集まり交流できる施設の整備や、参加することのできる様々な催しを企画し、高齢者の外出機会・活動範囲を拡大して、新たに導入する公共交通の利用機会を増加させる。	
公共交通サービスの提供ルール	2	利用者と市の負担割合などの検討 ⇒市民は、運行費用が運賃収入を上回る路線に対して、運行費用と運賃収入の差額を市の財源(=市民の納めた税金)から補助することによって協力する。ただし、その金額は運行費用の一定割合を上回らないこととし、その限度額を設定する。(具体的な数値を検討する)	
	3	新たな評価基準の検討 ⇒新たな評価基準として、「全路線の合算評価」や「個別路線の沿線人口に対する利用者数の割合」の適応を検討する。	
公共交通サービス提供地区、優先順位の選定方法の検討	4	地域独自で考えたことを優先順位に関わらず提供できる仕組みづくりの検討	
	5	地区選定や優先順位選定にかかる追加指標の検討 ⇒地区選定や優先順位選定にかかる追加指標の検討(高齢化率、勾配、地域特性のほか、選定するにあたって、新たに指標が必要であるかどうかの検討(Ex.公共交通族、自動二輪免許保有率等))	
	6	公共交通サービス提供地区における対応方針の検討(提供内容、提供時期等)	
公共交通の利用促進	7	高齢ドライバーの運転免許返納制度 ⇒高齢ドライバーが運転免許を返納しても(危険な思いをして自動車を運転しなくても)、生活に支障のないように、公共交通の整備を進めることで、交通事故の予防とともに公共交通の利用促進につなげる。	
	8	公共交通利用者に対する商業施設等の優待 ⇒公共交通の利用者に対する買い物ポイントの付与など、公共交通の利用者を優遇する制度を商業施設や商工会などと連携して企画・実施し、公共交通の利用促進を図る。	
	9	利用案内の作成 ⇒新たに導入する公共交通だけでなく、既存の路線バスや接続する鉄道の時刻などを含めたわかりやすい利用案内などを作成し、市民に配布する。	

公共交通の利用促進	10	ソフト面での鉄道との連携 ⇒鉄道と路線バス・コミュニティバス・乗合タクシーとのダイヤの接続、ダイヤに関する相互の情報提供（例えば、鉄道車内における路線バスの乗り場・行き先案内）などを図る。	
	11	市民の協力による利用増進 ⇒市民に「公共交通は他人事ではなく、みんなで守り・利用する」という意識を涵養し、既存の公共交通機関とコミュニティバス等地域公共交通との連携について、持続可能な公共交通体系の構築を目指す。市民が少しずつ協力することにより、公共交通の採算性を向上させる。	
	12	PR(広報)方法や回数券半券提出による割引など利用増進策の検討	
公共交通サービス提供内容の検討	13	既存バスの再編(ルートの変更、南北・東西方向への移動など)を含めた総合的な公共交通体系の検討	
	14	乗継利便性(待ち環境、乗継運賃割引サービスなど)の検討	
	15	公共交通結節点までの移動手段(サイクル&ライドなど)の検討	
公共交通以外のサービスとの連携検討	16	福祉施策や買い物サービスなどとの連携や、移動販売車や宅配システム、ネットスーパー等の活用の検討	
主な活動拠点への公共交通サービスの提供に関する検討	17	着地側の公共交通サービスの現状評価	
	18	問題点の抽出、検討すべき課題の整理	
	19	着地側で提供すべきサービス水準の検討	
進行管理および適切な評価の実施	20	PDCAサイクルの実施 ⇒常に進行状況や実証運行の実施状況を把握するとともに、評価項目を定めて定期的に実施状況を評価し、必要に応じて地域公共交通総合連携計画を見直ししながら進めていく。	

・評価における凡例について

○：対象となる項目について、検討を行い、かつ、実施することができた。

△：対象となる項目について、検討は行ったが、実施するまでには至らなかった。

×：対象となる項目について、検討ができていない。

- ・「△：検討は行ったが、実施するまでには至らなかった」「×：検討ができていない」項目のうち、今後2年の間に実施・検討できるものについては実行し、困難であるものについては、形成計画の計画内容に反映させていくこととする。